

精神障がい者にも他障がい同等の交通運賃割引の適用を求める意見書

さまざまな施設の入場料や交通機関の運賃などには、障がい者割引の制度が設けられている。その場合、障がい者本人だけでなく介助者にも割引が適用されることがほとんどである。

これは、一人では外出や移動が困難な障がい者であっても、介助者が同行すれば外出や移動が可能になることから、収入が少ない障がい者も過大な負担を負うことなく、社会参加の機会を拡大させるものである。

こうした趣旨から、これまで身体障がい者と知的障がい者については、ほとんどの交通事業者が障がい者割引の制度を設けてきた。しかし、精神障がい者については、近年になって大手鉄道事業者や航空運送事業者の一部で精神障がい者への割引制度が設けられたものの、JRを初め多くの鉄道、バスなどの交通事業者には、いまだに精神障がい者割引を適用する動きが見られない。

精神障がい者も精神的に不安定であるからこそ、外出に介助者を必要とする。精神障がいは、規則正しく通院して服薬することで、十分社会参加が可能になる疾病であり、介助者が同行すれば安定して通院することができる。

よって、政府及び神奈川県におかれては、障がい者の社会参加を広げ、ともに生きる社会をつくるために、精神障がい者の交通運賃割引の拡大に取り組むよう本市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月20日

藤 沢 市 議 会

内閣総理大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
神奈川県知事

} あて